

恵庭市いじめ防止基本方針

平成 26 年 11 月

恵庭市・恵庭市教育委員会

（最終改定令和 7 年 4 月）

はじめに

次代を担う子どもたちが希望を持ち未来に向かって前進していくためには、心身ともに健やかに成長することが何よりも大切であります。しかしながら、いじめ等により、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国的に発生し、大きな社会問題となっています。

いじめの防止等のために、国においては、平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行しました。この法は、いじめの問題への対策に関して、基本理念を定め、国や地方公共団体、学校等の責務を明らかにし、総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

北海道においては、平成 26 年 8 月に「北海道いじめ防止基本方針」が策定され、さらに、平成 30 年 4 月には基本方針を改定して、いじめの定義を明確にしたり、解消の判断基準を新たに示したりしました。

恵庭市では、国や道の取組の内容を踏まえ、平成 26 年 11 月に「恵庭市いじめ防止基本方針」を策定し、さらに、平成 30 年には、道の基本方針にあわせて、市の基本方針を改定しました。

しかしながら、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化に伴い、いじめについての問題が、ますます長期化、深刻化していることから、今般、北海道におけるいじめ防止の基本的な考え方や内容を参酌し、恵庭市いじめ防止基本方針を改定し、迅速かつ組織的な対応を徹底するなど、いじめ問題への対策を一層推進することとしました。

これまでも本市では、「ふるさとに生き 夢と志をいだき 心豊かに たくましく伸びる子どもの育成」という基本理念のもと、児童生徒の安全安心を守るために、いじめの防止等のための取組を実施してきました。この度の恵庭市いじめ防止基本方針の改定を機に、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、学校、家庭、地域住民、行政、その他の関係者相互の連携協力の下、子どもたちの健やかなる育ちのためにさらなる協力をよろしくお願いいたします。

目 次

第 1 章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1	いじめ防止等に関する基本的な考え方	1
(1)	いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(2)	いじめの理解	
ア	いじめの定義	
イ	いじめの内容	
ウ	いじめの要因	
エ	いじめの解消	

第 2 章 いじめ防止等のための対策の内容

1	教育委員会が実施する施策	6
(1)	恵庭市いじめ防止基本方針の策定	
(2)	いじめ防止等の対策のための組織	
(3)	いじめの防止	
(4)	いじめの早期発見	
(5)	関係機関等との連携等	
(6)	いじめの防止等の対策のために従事する人材の確保及び資質の向上	
(7)	インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
(8)	いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等	
(9)	啓発活動	
(10)	学校の設置者による措置	
(11)	学校相互間の連携協力体制の整備	
(12)	学校評価等における留意事項	
2	学校が実施する施策	11
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	
(2)	学校いじめ対策組織の設置	
(3)	いじめの未然防止	
(4)	いじめの早期発見・早期対応	
(5)	いじめへの対処	
(6)	家庭・地域・関係機関との連携	
(7)	学校運営の改善	

3	保護者・地域の責務及び役割	18
(1)	保護者の責務	
(2)	地域の役割	

第3章 重大事態への対処

1	重大事態の意味	21
2	重大事態の調査	21
(1)	重大事態の対処	
(2)	調査主体の判断	
(3)	恵庭市いじめ問題調査委員会の設置	
(4)	調査の内容	
(5)	いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供	
(6)	調査結果の報告	
(7)	その他の留意事項	
3	市長による再調査及び措置	23
(1)	市長による再調査の判断	
(2)	恵庭市いじめ問題再調査委員会の設置	
(3)	市長による再調査が必要ないと判断した場合	
(4)	再調査の結果を踏まえた措置等	
4	調査結果を踏まえた教育委員会の対応等	24
(1)	市長が再調査の必要がないと判断した場合	
(2)	調査報告書で提言された再発防止策の実施	

重大事態対応フロー図	25
1. 重大事態の発生報告	
2. 重大事態の調査	
(1) 学校が主体となる場合	
(2) 教育委員会が主体となる場合	

第 1 章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、教育委員会と学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

「北海道いじめの防止等に関する条例」では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定している。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係¹にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、校内いじめ対策委員会等で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ²」、「多様な背景を持つ児童生徒³」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

【脚注】

- 1 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指す。
- 2 「性的マイノリティ」とは、LGBTQ（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、

T：身体的性別と性自認が一致しない人、Q：性自認や性的思考が決まっていない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のこと。

- 3 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭⁴での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のこと。

イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為⁵として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会⁶等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の

振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。

- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

【脚注】

- 4 「家庭」とは、児童生徒が、社会的に養護されている場合には、「家庭等」と読み替える。
- 5 いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがある。
 - 強制わいせつ（刑法第176条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
 - 自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
 - 暴行（刑法第208条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
 - 脅迫（刑法第222条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
 - 強要（刑法第223条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
 - 恐喝（刑法第249条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
 - 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条） スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。 など
- 6 「学校警察連絡協議会」とは、児童生徒の非行防止等に関して協議を行う場として、学校や教

育委員会と警察とが参加する組織のこと。恵庭市では、「生徒指導連絡協議会」の名称で開催している。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、各学校及び教職員は、児童生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

第2章 いじめ防止等のための対策の内容

1 教育委員会が実施する施策

(1) 恵庭市いじめ防止基本方針の策定

本市におけるいじめ防止等の基本的な方針を示し、いじめ防止等のための対策をより実効的に推進することを目的としている。策定にあたっては、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」等を参酌し、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるとともに、いじめの防止等のための対策が、地域において体系的かつ計画的に行われるよう、次の内容を盛り込んだ。

- ・より実効的かつ恵庭市の実情に応じた取組
- ・恵庭市におけるいじめの防止に資する啓発活動・教育的取組
- ・PDCAサイクル⁷による恵庭市いじめ防止基本方針の点検、見直しの取組

【脚注】

7 「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を着実に実行（Do）し、その結果を客観的に評価（Check）することにより、改善（Action）につなげること。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

学校におけるいじめを防止するため、家庭や地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等に資する教育活動等を推進する。

① 恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会

この組織は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図る役割を担う。

※恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会について

ア 所掌事項（恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会設置要綱第2条より）

- ・いじめ不登校問題等に対する施策についての共通理解に基づく検討
- ・いじめ不登校問題等についての情報の共有を図るための情報収集及び情報の交換
- ・いじめ不登校問題等を抱える児童生徒等に対する支援内容に関する協議
- ・その他協議会の目的を達成するために必要な事項

イ 組織の構成員（同要綱第3条別表1より）

校長会、教頭会、生徒指導協議会、少年補導員会、市PTA連合会、民生児童委員連絡協議会、青少年育成市民の会、人権擁護委員、千歳警察署、スクールカウンセラー、市長部局（子ども未来部）等

② ケース会議

いじめの問題について、学校や関係機関等で情報を共有し、児童生徒や保護者等に対して迅速かつ適切な対応を行うために、教育委員会が必要と判断した場合には学校や関係機関の担当者等を速やかに招集し、ケース会議を開催する。

(3) いじめの未然防止

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導⁸やいじめの未然防止教育を推進する。

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科 道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。
- 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。
- 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- 学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。
- 児童生徒や保護者、教職員に対して、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び研修を行う。
- 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。
また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

【脚注】

8 「発達支持的生徒指導」とは、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学

校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。
(参考 生徒指導提要(令和4年12月 文部科学省))

(4) いじめの早期発見

いじめの早期発見、事案対処を図るため、定期的な調査や面談等を行う。

- 児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- いじめを早期に発見するため、設置する学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施する。
- 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進するため、活動状況を児童生徒や保護者等に周知する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し、道に報告する。

(5) 関係機関等との連携等

いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行う。

- 児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化や、その他必要な体制を整備する。
- 児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援体制を整備する。

(6) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の資質の向上や専門的な知識を有する者の確保に努める。

- 学校におけるいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有した者の確保、学校の求めに応じた助言者の確保等に努める。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行う。

- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- 児童生徒及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を進める。

(8) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

いじめの防止等のための対策の調査研究及び検証を行い、成果等を普及する。

- 学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い、適切な指導、助言を行う。

(9) 啓発活動

いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、広報・啓発活動を行う。

- 児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を進める。

(10) 学校の設置者による措置

いじめの事実があると思われるときは、学校への通報などの措置や必要な支援を行う。

- 学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。
- いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条、第49条の8において準用する場合を含む。）の規定⁹に基づき、設置する学校のいじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続に従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。

また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席

停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

【脚注】

9 ○学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(11) 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめに対して適切かつ迅速に対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備する。

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

- いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

(12) 学校評価等における留意事項

いじめの防止等の取組に係る評価が適切に行われるよう、必要な措置を講ずる。

- 学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとと

もに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう、指導、助言を行う。

- 学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう、指導、助言を行う。

2 学校が実施する施策

学校においては、法や国の基本方針、道や各市町村の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 【コンパスP6、7】

学校は、どのようないじめ防止等の取組を行うかについて、基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。策定した方針については、定期的に点検・検証し、アンケートや協議の場を設けるなど児童生徒の意見を取り入れ、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た上で、必要に応じて内容の見直しや改善を実施し、より分かりやすい基本方針となるよう努める。また、学校のホームページ等で随時公開し、内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に説明する。

① 策定の意義

- ・ 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

② 中核的な内容

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けた、いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組方針
- ・ いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- ・ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示

- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対応マニュアル」の策定等）
- ・ アンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対応方法の設定
- ・ チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- ・ 学校いじめ対策組織の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対応に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・ いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための、成長支援の観点を踏まえた具体的な対応方針
- ・ 学校いじめ対策組織を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組

(2) 学校いじめ対策組織の設置 【コンパスP8、9】

学校は、いじめ対策についての総括組織として「学校いじめ対策組織」を設置する。学校いじめ対策組織は、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

① 設置の意義

- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

② 構成員

- ・ 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員の他、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家¹⁰から、学校の実情に応じて決定する。
- ・ 組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
- ・ 可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
- ・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対応に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- ・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対応等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対応の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の

作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。

③ 体制の整備

「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性¹¹の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

- ・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・ 当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

④ 役割

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

- ・ 学校基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・ 被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

【脚注】

- 10 「外部専門家」としては、例示している外部専門家以外でも、いじめの問題の解決に資することが期待できる人材を意味しており、学校においては、地域の実情を踏まえて、外部専門家を「学校いじめ対策組織」に加えるものとする。
- 11 組織が真に機能するためには、「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫」と思えるなど、発言することへの安心感を持てる状態（心理的安全性）をつくり出すことが不可欠である。

(3) いじめの未然防止 【コンパスP5、6、10、11】

学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- 児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通した個と集団への働きかけを行う。

- 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
- 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。
- 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- 児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- インターネットやメール等による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発に努める。また、インターネットを通じて行われるいじめに関する事業に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。
- 学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

(4) いじめの早期発見・早期対応 【コンパスP14~16, 18~21】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要である。

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。
- アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

(5) いじめへの対処 【コンパスP22~37】

いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的な対応に繋げることが必要である。学校は、事案の内容によっては、教育委員会に報告するとともに、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応する。
- いじめを受けた児童生徒の心的な状況等を十分確認し、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除いた上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人物と協力し気持ちに寄り添える体制を構築し、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員経験者、警察官経験者等と連携しながら支援する。
- いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴き取りを行い、いじめが確認された場合には、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。また、保護者と連携して適切な対応を以後行えるように協力を求めるとともに、その保護者に対して継続的な助言を行う。
- いじめを行った児童生徒に対しては、いじめによって相手がどれほど傷つくのかを理解させるために、毅然とした態度で指導・対応を行う一方で、当該児童生徒の抱える問題や悩み等の背景にも目を向け、豊かな人間性を育むことや健全な人間関係を構築することができるよう配慮する。
- いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。
- 「観衆」となっていた児童生徒に対しては、はやし立てたり面白がったりする行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。また、「傍観者」となっていた児童生徒に対しては、いじめを目撃した場合は勇気を持ってすぐに誰かに知らせることなどを指導する。
- 必要に応じて、いじめを行った児童生徒に対する別室での指導や出席停止制度の活用等、いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。
- いじめを受けた児童生徒が、いじめを行った児童生徒との関係改善を望む場合には、学校の教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の場を持つなどして、関係修復を図る。なお、いじめが解消したと思われる場合であっても、十分に注意を払いながら継続して見守り、折りに触れ必要な支援を行う。

- インターネットやメール等によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応していく。

(6) 家庭・地域・関係機関との連携 **【コンパスP7、12～13、19、38～39】**

児童生徒の健全な成長と発達には、生活の基盤となる家庭や地域の役割は不可欠である。また、いじめの問題を速やかに解消するには、学校だけで問題を抱えることなく、関係機関とも情報を共有できる体制を整備しておく必要がある。保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

- いじめ防止等を推進するために、日頃から児童生徒について家庭と情報を交換し、共有する。
- PTA や地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。
- 学校内のみの指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関と適切な連携をとる。

(7) 学校運営の改善

- 教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組むことができるようにするため、事務機能の効率化を図る。
- 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

3 保護者・地域の責務及び役割

(1) 保護者の責務

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有している。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれる。

- その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。

- インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。

また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

- 日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。

- いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。

- その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応する。

- その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう、児童生徒を見守り支える。

(2) 地域の役割

地域においては、次の取組を進めることが望まれる。

- 日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等が連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。

- 児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。

- 地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。

- 児童生徒に発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。
- 中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○ ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などが該当する。

○ ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

2 重大事態の調査

(1) 重大事態の対処 【コンパスP40～47】

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。また、教育委員会は、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行った上で、議会に報告する。

さらに、学校及び教育委員会は、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

なお、いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

また、いじめを受けた児童生徒や保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態

に係る調査の指針」に基づいて実施する。

(2) 調査主体の判断

調査は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合があり、その判断は教育委員会が行う。従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

なお、学校が調査主体となる場合には、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導と適切な支援を行う。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

調査が迅速かつ適正に実施できるよう道の調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを参考にする。

(3) 恵庭市いじめ問題調査委員会の設置

教育委員会は、重大事態の調査について、適切な方法により事実関係を明確にするとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、附属機関として恵庭市いじめ問題調査委員会（以下、「いじめ問題調査委員会」という。）を設置する。いじめ問題調査委員会は、専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により組織され、調査の公平性や中立性を確保するように調査を行う。

なお、学校いじめ対策組織の調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係する児童生徒や保護者が納得していると教育委員会が判断するときは、改めていじめ問題調査委員会による調査を行わない場合がある。ただし、必要に応じていじめ問題調査委員会が教育委員会および学校の対応の検証や、再発防止策の策定を行う。

また、児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると思込まれる場合等は、地方公共団体の長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができることに留意する。

(4) 調査の内容

重大事態の調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。このとき、学校及び教育委員会は、いじめ調査委員会の求めに応じ、積極的に資料を提供する。

○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、他の児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。調査実施にあたっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先される必要がある。

○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童生徒の入院や死亡等により聴き取りが不可能な場合は、その保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速にその保護者と今後の調査について協議し、調査を実施する。

(5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

情報提供については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(6) 調査結果の報告

いじめ問題調査委員会の調査結果については、教育委員会より市長に報告する。

なお、調査により明らかになった事実関係や再発防止策に関する情報提供及び説明を踏まえ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者より申し出があった場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

(7) その他の留意事項

○ 事案の重大性を踏まえ、教育委員会においていじめを行った児童生徒に対する出席停止制度の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。また、事案によっては、警察等の関係機関と連携して対処する。

○ 学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及び個人のプライバシーへの配慮に留意する。

3 市長による再調査及び措置

(1) 市長による再調査の判断

教育委員会より調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、再調査が必要かどうかを判断する。

なお、再調査が必要かどうかを判断する際、いじめ問題調査委員会の調査結果に疑義が生じた場合は、さらに詳しい説明を教育委員会に求めることができる。

(2) 恵庭市いじめ問題再調査委員会の設置

市長は、再調査の必要があると認める場合は、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成された附属機関である恵庭市いじめ問題再調査委員会（以下、「再調査委員会」という。）を設置する。再調査委員会は、先の調査結果及び当該重大事態の状況を踏まえ、適切に調査を行う。

また、市長は再調査委員会による調査結果を受け、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの説明にあたっては、他の児童生徒や関係者の個人情報の保護に十分配慮する。

(3) 市長による再調査が必要ないと判断した場合

市長は、いじめの未然防止を図るため、いじめ問題調査委員会の提言を踏まえいじめの防止等に真摯に取り組むよう教育委員会へ通知を行う。

(4) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査委員会による再調査を行ったときは、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

4 調査結果を踏まえた教育委員会の対応等

(1) 市長が再調査の必要ないと判断した場合

教育委員会は、市議会へ調査結果の報告を行う。

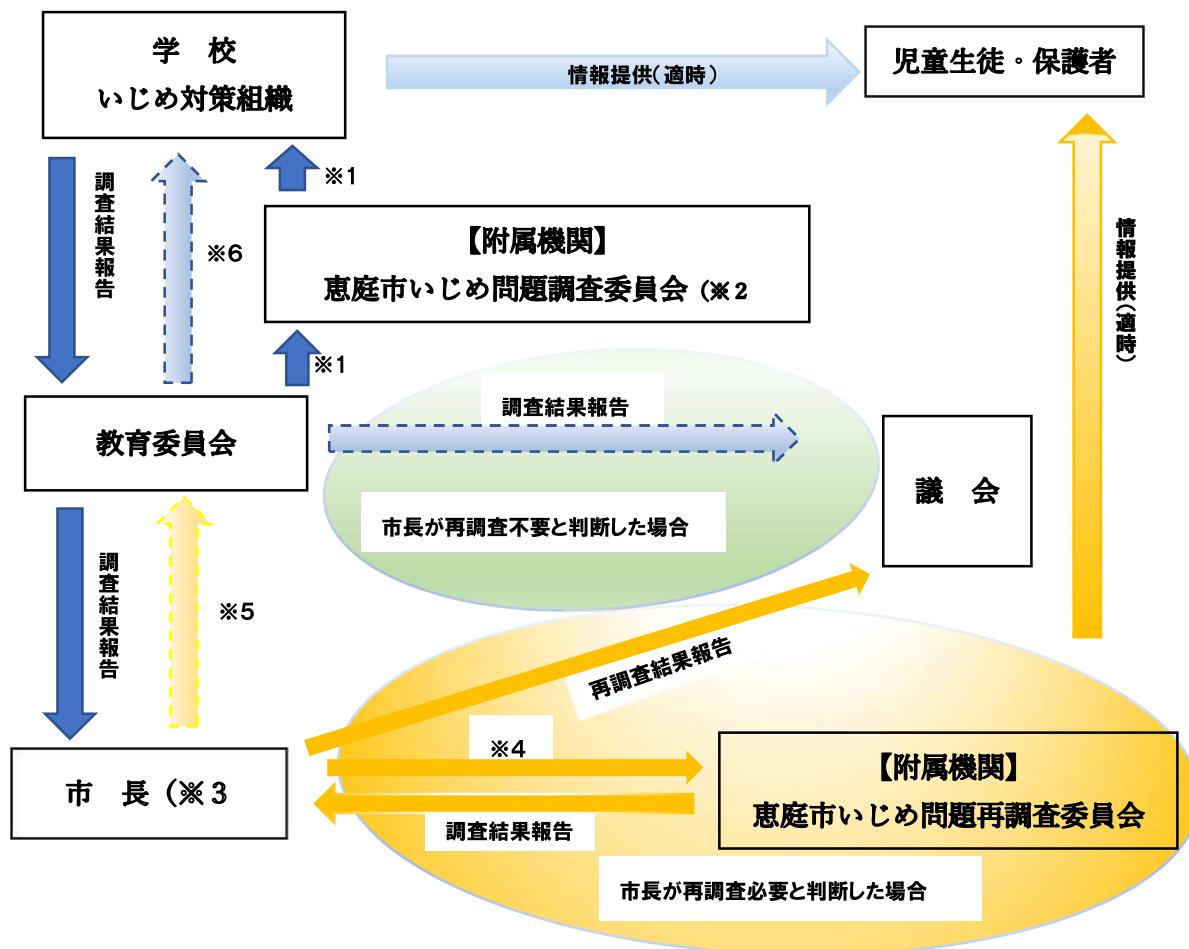
(2) 調査報告書で提言された再発防止策の実施

教育委員会は、学校に対し、調査報告書で提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組むよう指導を行ない、学校の再発防止の取組の進捗管理や検証を行う。

1. 重大事態の発生報告

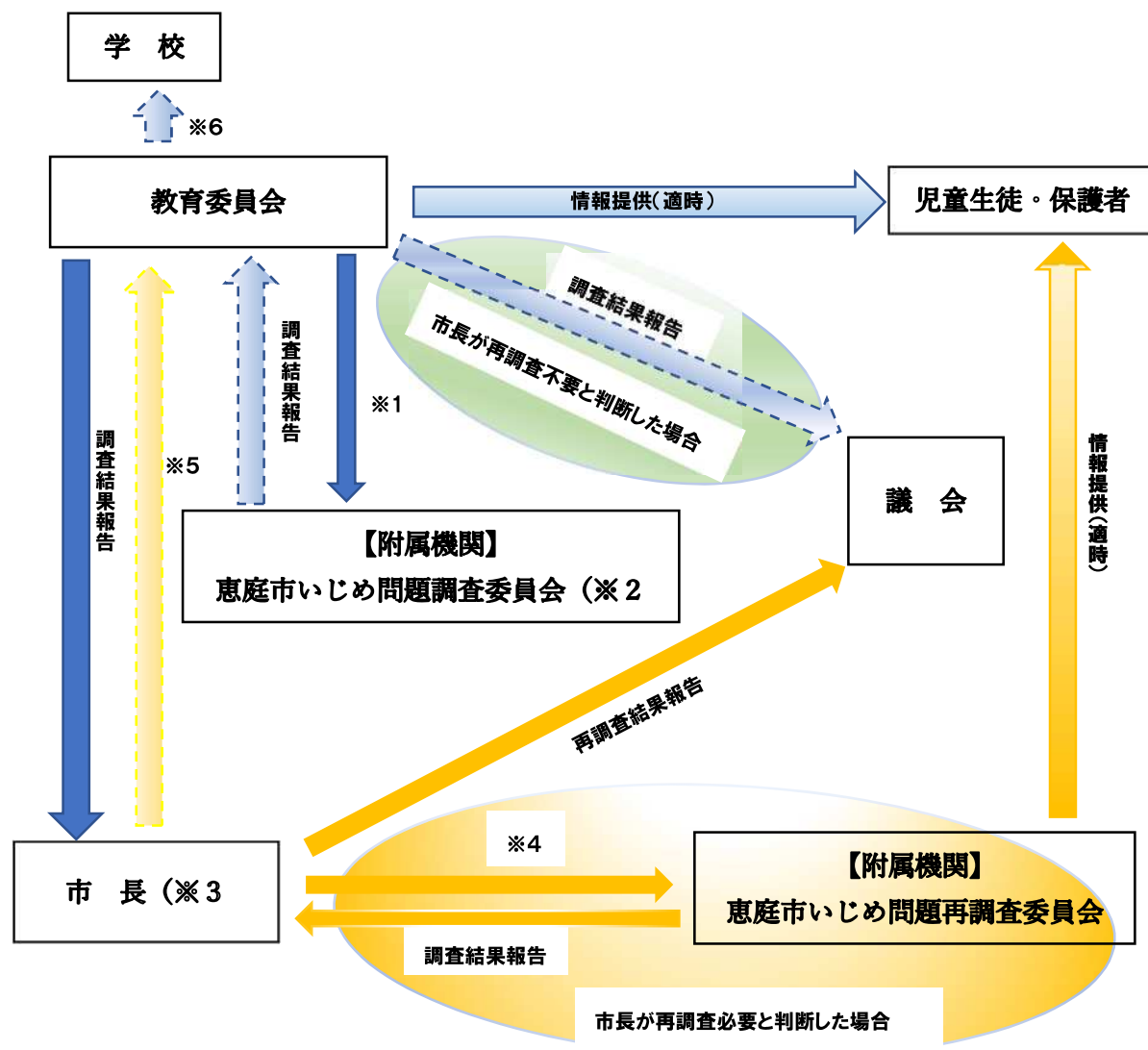


(1) 学校が主体となる場合



- 25

(2) 教育委員会が主体となる場合



- ※1 教育委員会は、「恵庭市いじめ問題調査委員会」を設置する
- ※2 恵庭市いじめ問題調査委員会は、調査の公平性や中立性を確保するよう調査を行う
- ※3 市長は、教育委員会から調査報告を受けた後、再調査の必要の有無を判断する
(但し、調査報告に疑義が生じた場合、再調査の判断について更に詳しい説明を教育委員会に求めることができる)
- ※4 市長は、再調査を行う必要があると判断した場合は、恵庭市いじめ問題再調査委員会を設置する
- ※5 市長は、再調査を行わない場合、いじめの未然防止を図るため、提言を踏まえいじめ防止等に真摯に取り組むよう教育委員会へ通知する
- ※6 市長の通知を受けて、教育委員会は学校へいじめの取り組みの徹底をするよう通知および指導する

※用語の定義

- ①この基本方針において「学校」とは、恵庭市立の各小学校、中学校をいう。
- ②この基本方針において「児童生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ③この基本方針において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）という。